



NO. 91 (通号 182 号)
平成27年10月号



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

《相談内容》

訪問販売で、「料金が安くなり、1万円のキャッシュバックもある」と光ファイバーの通信業者を変更するよう勧められた。キャッシュバックの条件として、「光ファイバーの契約に追加で、映画配信サービスを契約しなければならない。1か月間は無料だが、解約するのであれば31日目以降に連絡すればいい」と言われ契約した。工事が済み、31日目に通信会社に解約を伝えたら、「30日間が1か月とみなされ、それを1日過ぎたので翌月の月額料金がかかる」と言われた。無料だと思っていたので、納得がいかない。(50歳代 女性)

「無料」のハズなのに料金を請求された!?



《アドバイス》

この事例では、30日以内に解約すれば映画配信サービスの月額利用料はかかりませんが、31日目以降に解約すると、無料期間を超えた分の月額利用料を支払うことになります。それが条件でキャッシュバックを受け取るので、実質的には、そこから月額利用料を差し引いた金額を受け取ることになります。契約の際は、それぞれの条件や支払う金額などを考慮したうえで慎重に判断することが重要であると助言しました。

こうしたトラブルでは、「無料」と言われて契約したものでも、実態は有料契約であり、契約当初に一定の無料期間を設定しているだけという場合も多くあります。「無料」や「キャッシュバック」などのうたい文句に惑わされず、その場ですぐに契約しないようにしましょう。また、業者の言葉を鵜呑みにせず、申込書やパンフレットの内容を理解したうえで契約しましょう。

商品を買う時やサービスの契約を結ぶ時に嘘の説明を受けたときなどは、契約を取り消すことができる場合もあります。トラブルに遭ったときは、すぐに最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。

生活情報ファイル

子供のサプリメント利用は慎重に!

子供にサプリメントを飲ませて、健康被害が発生したという事故情報が寄せられています。母親の8%が乳幼児にサプリメントを与えたことがあり、そのうち3割は製品の詳細を把握していなかったという調査もあります。

▽相談事例

「孫にブルーベリー入りの健康食品を一粒飲ませたところ、約2時間後に顔に発疹が出た。」

「海藻サプリメントを家族で飲んでいたら、子供に湿疹が出た。」

「子供向けプロテインを購入し、表示どおり牛乳に混ぜて飲ませたところ、喉が腫れて息ができなくなった。」

子供に対する有効性と安全性が確認されているサプリメントはほとんどありません。特に小さな子供は体が発達途中であり、有害な影響を受けやすいと考えられています。子供のサプリメント利用については、必要性や安全性を十分考慮し、慎重に対応することが必要です。

試してみよう、消費者力！第7回（平成27年度）

Q クレジットカードについて述べた文のうち、適切なものを選びなさい。

- 1 クレジットカードとは、銀行や信販会社のみが発行しているカードである。
- 2 一般のメーカーが発行するメーカー系クレジットカードもある。
- 3 自動的に後払いできるため、残高を気にせず自由に買い物してもよい。
- 4 利用すればポイントがたまり、その還元率に差はなくどのカードも同じである。

【第11回消費者力検定（平成26年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

「消費者のつどい2015」開催のお知らせ

消費者団体の活動成果の発表や講演会を通じて、消費者問題について皆さんと考える「消費者のつどい2015」を開催します。今年は様々な詐欺、悪質商法の心理学研究で第一人者として活躍中の西田公昭氏を講師として迎え、だまされる心理と対処方法のお話をさせていただきます。

【講師】西田公昭氏（立正大学心理学部教授）

【と き】平成27年11月12日（木）13:30～16:00（開場13:00）

【ところ】合人社ウェンディひと・まちプラザ（広島市まちづくり市民交流プラザ）

北棟5階 研修室／広島市中区袋町6番36号

第1部 13:30～ 開会

13:40～ 消費者団体活動報告

NPO 法人消費者ネット広島／公益社団法人広島消費者協会

第2部 14:30～ 講演

＜講師プロフィール＞立正大学心理学部教授。1960年生まれ。様々な詐欺、悪質商法の心理学研究で第一人者として、新聞やテレビなどのマスメディアでも活躍。著書に「だましの手口：知らないと損する心の法則」「まさか自分が…そんな人ほど騙される」等多数。※高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック（消費者庁）の「だまされやすさ心理チェック」も作成。



【申込方法】ハガキ、電話、FAX、電子メールのいずれかの方法でお申込みください。

【申込先】広島県環境県民局消費生活課 〒730-8511 広島市中区基町10-52

FAX:082-223-6121／TEL:082-513-2730／E mail:kansyouhi@pref.hiroshima.lg.jp

【主催】広島県・広島県消費者団体連絡協議会

「試してみよう、消費者力！第7回」解答と解説⇒クレジットカードは「銀行系クレジットカード」「信販系クレジットカード」のほか、さまざまある。航空会社・旅行会社・家電会社などの発行する「メーカー系クレジットカード」や、百貨店や大型スーパーなどが発行する「流通系クレジットカード」などがある。クレジットカードの利用は、後払いで現金を持たずに買うことができ便利だが、支払い可能な範囲で利用し、代金の引き落とし日の前には預金残高を確認しておくことが必要である。利用するとポイントがたまり、景品に交換・購入金に充てることができるが、ポイント還元率には差がある。しかし、クレジットカードを利用することは、借金をすることであり、このことをしっかり認識する必要がある。（正解—2）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX